

Title	「客観性概念」論<その3> : 「合意」としての解釈を中心に
Sub Title	A Study of 'Concept of Objectivity' : On the Interpretation as 'Consensus'
Author	友岡, 賛(Tomooka, Susumu)
Publisher	
Publication year	1987
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.30, No.4 (1987. 10) ,p.96- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19871025-04054244">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19871025-04054244</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 「客観性概念」論 <その3>

——「合意」としての解釈を中心に——

友 岡 賛

### I 問題の所在

動もせば、概念論なるものは只管抽象論に終始し兼ねない。

我々もそれを惧れない訳ではない。

「抑概念論なるものの意義は、いわば経験的な研究に裨益し得るフレーム・ワークを構築するところに存する。」との如くに確言して憚らない向も少なくない。

が果して、然うか。

我々が与するか否かは扱置く。

否、「我々は必ずしも然うは考えない。」とのみいい置く。

然れども、我々は斯かる向を俎上に載せる。

畢竟、如上の虞は如何せん否定し難いからである。

惜しむべし、所謂「会計基礎概念」に関わる浩瀚な文献を見渡せど、斯かる意に於いて評価し得るものは寥々たるものである。

経験的な研究に就いては、量的な接近法をもってその要と目する向も、又多い。然れば、量的な接近法に資するフレーム・ワークを提示せんとするの1箇の行き方には相違ない。

本稿に於いて我々は、「客観性(objectivity)」という概念の意を闡明せんとする試み、就中客観性の程度なるものを量的に把握せんとする試みに就いて審らかに吟味する。

但し、こうした試みは、悉く会計測定(accounting

measurement) に纏わる客観性に関して為されている。然して、凡そ会計測定論なるものは、所謂情報会計論的な立場に依拠している。

然り乍ら、我々が、斯かる立場に賛するものでないことは言を俟たない<sup>1)</sup>。

飽く迄も、論の1箇の資とするのみである。

諄くとも附言して置きたい。

### II 井尻及びジェイディックの所説

井尻及びジェイディック(Robert K. Jaedicke)は、会計とは、即ち測定システムであるという<sup>2)</sup>。

斯かるシステムが極めて複雑なものと成っているのは、代替的な測定方法が複数存しているからであるという<sup>3)</sup>。

そこで問題と成るのは、こうした複数の方法の中から最善の方法を選択する為の基準は何かということである。

無論、会計資料の有用性(usefulness)こそが肝要

1) 所謂情報会計論なるものに関わる我々の所思に就いては、以下を参照されたい。

友岡賛「『公正性概念』考 <序>——利害調整会計の意義を中心に——」『三田商学研究』第29巻第5号、1986年12月、pp. 97, 109.

2) Yuji Ijiri and Robert K. Jaedicke, Reliability and Objectivity of Accounting Measurements, *The Accounting Review*, Vol. 41, No. 3, Jul. 1966, p. 474.

3) *Ibid.*, p. 474.

であり、即ち、当該会計資料が利用されるべき目的に鑑み、測定方法の選択が為されるべきであるとする向も多い。然るに、同一の利用目的を有する計算書類の利用者に対して、異なる処理方法が夫々適切なものとして示されることも又屢々である。例えば、固定資産価額の測定に就いても、或る人は取得原価の数値を、或る人は修正原価の数値を、又或る人は現在原価の数値を、夫々有用なものとして看做している。

有用性は、基準としては至極曖昧である。

叙上の如き場合に於いて、判断のメルクマールとするには、余りに漠とした概念である。蓋し、有用性は、素より多様な要素から成る概念であるからである。

斯かる要素を幾箇か拾ってみるに、適時性 (timeliness)、信頼性 (reliability)、正確性 (accuracy)、目的適合性 (relevance) 乃至重要性 (materiality) 等が、有用性概念に包蔵されるものとして屢々指摘されている。

扱、井尻及びジュエディックが論わんとするのは、「信頼性」に就いてである。

井尻及びジュエディックは2箇の課題を示す<sup>4)</sup>。

先ず、会計に於けるものとしての信頼性概念の意を闡明すること、次いで、斯かる概念が、客観性概念と結び付く筋合いにあることを明らかにすることである。

測定方法の選択に際して看過すべからざる属性として客観性を挙げる向も、又多い。

ペイトン (William Andrew Paton) 及びリトルトン (Analias Charles Littleton) は、「斯くして、検証力ある客観的な証拠 (verifiable, objective evidence) は、会計の重要な要素と成り、然して、信頼し得る情報を提供するという会計の職能を至当に果す際に必要な附属物と成った。」という<sup>5)</sup>。

ムーニッツ (Maurice Moonitz) は、「資産及び負債に於ける変動並びに (若し存するならば) 収益、費用及び留保利益等に対する關聯的な影響に就いては、斯かる変動及び影響を客観的に測定し得る様に成る迄は、勘定に於いて正式に認識すべきではない。」という<sup>6)</sup>。

会計に於ける処理方法の選択に際して、客観性が肝要な基準と成ることに就いては、斯様に衆目の一致するところである。

然るに、井尻及びジュエディック曰く、「この概念は何を意味すべきものであるか、然して如何様に適用されるべきものであるかに就いての見は、驚く程区々である。」と<sup>7)</sup>。

ムーニッツは、有能な調査人の検証を受けているものが、即ち客観的な証拠であり、従って、斯かる証拠に裏付けられた測定は、当該測定者から独立した意味内容を有するものであると説く<sup>8)</sup>。

これは、可成厳格な意に客観性を解釈するものである。

ペイトン及びリトルトンの解釈<sup>9)</sup>も又、ムーニッツのそれに近い。

翻って、アーネット (Harold Edward Arnett) は、有用な測定値が押し並べて客観的なものとは限らないということを認識することに依り、勢い解釈も緩やかなものと成るとして、如上の解釈を駁す。

アーネット曰く、「要するに、資料が客観的である為には、それが非個人的な (impersonal) ものであることが依然として必要である。然し乍ら、ここにいう『非個人的』とは、厳格な解釈に於けるそれよりも、その適用に於いてより弾力的なものである。」と<sup>10)</sup>。

ファーティグ (Paul Emmet Fertig) も、客観性を広義に解する<sup>11)</sup>。

我々が何れの立場に賛するかに就いては叙さない。

但し、「客観的な」という語は、「心の外に存する」という意をもって用いるのが一般的であろう。別言するに、客観性は、それを知覚する人からは独立した、いわば外的な実在に関する属性として把握されている。然れども、会計に就いては、斯かる外的な実在の何たるかが判然としない。

一般的な解釈を会計に援用してみるに、例えば利益

4) *Ibid.*, p. 475.

5) William Andrew Paton and Analias Charles Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association Monograph No. 3, 1940, p. 18.

6) Maurice Moonitz, *The Basic Postulates of Accounting*, The American Institute of Certified Public Accountants Accounting Research Study No. 1, 1961, p. 41.

7) Ijiri et al., *op. cit.*, p. 475.

8) Moonitz, *op. cit.*, p. 41.

9) Paton et al., pp. 18-19.

10) Harold Edward Arnett, What Does 'Objectivity' Mean to Accountants? *The Journal of Accountancy*, Vol. 111, No. 5, May 1961, p. 68.

11) Paul Emmet Fertig, Current Values and Index Numbers—The Problem of Objectivity, in Robert K. Jaedicke, Yuji Ijiri and Oswald Nielsen (eds.), *Research in Accounting Measurement*, 1966, p. 142.

数値は、それを測定した会計担当者から独立的に存するものでなければ、「客観的な利益数値」等とは凡そ看做し得ないことと成る。無論、斯かる意での「客観的な利益数値」も存し得るとする向もあろう。が然し、会計担当者の思考過程を通すことなくして、それを確認する術はない。

そこで井尻及びジュエディックは、「知覚する人々からは独立した客観的な要素の存在ということに依拠して客観性を定義するよりも寧ろ、単に、観察者乃至測定者から成る一定の集団に於ける合意(consensus)を意味するとして解する方が、遙かに現実に即している。」<sup>12)</sup>と切り切る。

「合意」とは何ぞや。

井尻の説くところをみてみよう。

井尻は、「或る事務室の中に存する椅子の数というものは、外的な実在として、それ丈の椅子が存するから客観的な数という訳ではない。そこにはN箇の椅子が存するという言明に人々が合意するからこそ客観的な数であると解するのである。」<sup>13)</sup>としている。

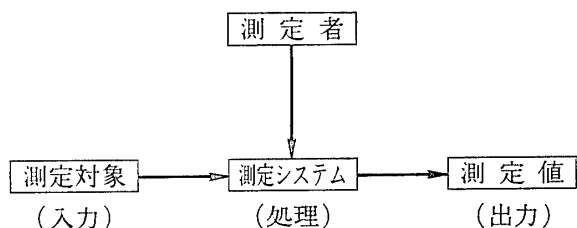
問題は会計測定へと移る。

測定は3箇の要素から成る。即ち、測定対象、測定システム及び測定者である。因みに、測定システムは、一定の測定規則及び測定器具に依り構成されるが、測定器具の問題は、会計測定に関わる我々の議論から除外してもよからう。

測定システムの出力たる測定値は、[図]<sup>14)</sup>の様<sup>14)</sup>に齎される。

当該測定システムに於ける測定規則が能う限り詳細に規定されている場合には、或る測定者に依る測定値と他の測定者に依る測定値との違い、即ち測定者に関

[図] 測定過程



わる偏差が極めて小さなものと成ろうし、逆に、それが十分に規定されていない場合には、測定者に依っては、出力たる測定値が大きく偏向することも予想されよう。蓋し、そこには、測定者の判断というものが入るからである。

測定規則の曖昧さは、測定に於ける判断の必要性に繋がる。いふなれば、測定者に求められる判断の程度なるものは、測定規則の曖昧さの程度と反比例する筋合いにある。

測定システムと測定者との間には、相互補完的な関係が存するのである。

井尻及びジュエディック曰く、「測定システムの客観性というものは、その出力に関する合意の程度乃至当該測定システムの出力が当該測定者に依存している程度に関わるものである。」<sup>15)</sup>

合意の程度なるものは、測定システムに依存するのみならず、測定対象にも又依存する。即ち、或る測定対象に就いては或る測定システムから可成高度の合意が齎されるが、他の測定対象に就いては他の測定システムに依る方がより高度の合意に繋がることも当に考えられよう。詰まり、これは、当該測定システムに含まれる測定規則の詳細さと当該測定対象の属性との関係に関わる問題である。

加うるに、測定の客観性というものは、測定者の属性に左右される。例えば、利益数値の測定に就いて、所謂会計専門家から成る測定者の集団に於いては、一般の人から成る測定者の集団に比して、遙かに高度の合意が成立して然るべきである。蓋し、会計の専門的な教育には、利益数値の測定方法を均質化するという効果があるからである。従って、会計専門家の見地からは高度に客観的なものと看做される利益数値が、一般の人の見地からは客観性に乏しいものと成る可能性も多分に存する。否、客観性を合意として解する限り、寧ろそれが当であらう。

叙上から察せられようが、ここでは、いわば相対的

12) Ijiri et al., *op. cit.*, p. 476.

ピアマン (Harold Bierman, Jr.) も客観性概念の意を同様に解釈する。但し、ピアマンは「同意 (agreement)」という語を用いているが。

Harold Bierman, Jr., *Measurement and Accounting, The Accounting Review*, Vol. 38, No. 3, Jul. 1963, p. 502.

尚、ピアマンの所説に就いては、以下を参照されたい。

友岡賛『客観性概念論 <その2> ——主観的な要因の認識を中心に——』『三田商学研究』第30巻第3号, 1987年8月, pp. 128-131.

13) Yuji Ijiri, *Theory of Accounting Measurement, American Accounting Association Studies in Accounting Research* No. 10, 1975, p. 37.

14) Ijiri et al., *op. cit.*, p. 476.

15) *Ibid.*, p. 476.

な概念として、客観性が把握されている。即ち、井尻及びジェイディックは、「客観性というものは、黒か白かといった問題ではないということに、ここで留意すべきである。そこには、様々な程度の客観性が存し、然して、我々が論ずべきは、或る測定値が客観的なものであるか否かということに就いてではなくして、或る測定値が他の測定値に比してより客観的であるか否か（、或いはより客観的でないか否か）ということに就いてである。」という<sup>16)</sup>。

扱、斯かる客観性の程度なるものを如何にして捉えるべきか。

1箇の例を想定してみよう。

或る測定対象を或る測定システムを適用して測定する $N$ 人の測定者から成る集団が存する場合、そこでの客観性に就いて考えてみるに、その程度、いわば「客観度 (degree of objectivity)」 $D_o$ は、次の様に示される<sup>17)</sup>。

$$(1) \quad D_o = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N (X_i - \bar{X})^2$$

$i=1, 2, 3, \dots, N$ とするに、 $X_i$ は $i$ 番目の測定者に依る実際の測定値を、然して $\bar{X}$ は当該測定者集団に於ける平均測定値を、夫々意味している。

詰まり、(1)は、 $X_i$ の散らばり、即ち分散を示しており、斯かる分散の程度なるものは、それが低ければ低い程、客観度が高いことに成る。

尤も、ここで算定されるべきものは、当該測定システムに依り測定される総ての測定対象の客観度の平均乃至加重平均である。蓋し、この $D_o$ は、特定の測定対象に依存するものであることからして、測定対象とは無関係に当該測定システムそれ自体の客観度を示すことが必要と成るからである。

井尻及びジェイディックは、「若しも、或る測定が高度に客観的なものであるならば、当該測定に実際に携わったのは誰かということが然程問題ではなく成る。蓋し、斯かる場合には、当該集団の中の殆どの測定者が、同一（乃至類似）の測定結果に到達するであろうからである。これが、客観性の長所である。即ち、或る測定値が客観的なものであるということは、それが、測定者の個人的な見乃至偏見から相対的に解放されているということに外ならないのである。」と

16) *Ibid.*, p. 477.

17) *Ibid.*, p. 477.

統一化の為、一部の記号に就いては我々独自のものをを用いている。尚、以下に於いても同断である。

説く<sup>18)</sup>。

要するに、こうした場合に、測定値の利用者は、それを測定したのが誰であるかということに気を掛けることなく、当該測定値を利用し得るのである。

但し、「測定の客観性は、その用途とは一切関係なく捉え得るものであるが、測定の有用性に就いては、その用途が特定されて初めて、その程度を把握することができる。」と井尻及びジェイディックは附言する<sup>19)</sup>。いうなれば、客観的なものが直ちに有用であるとは限らないのである。然も、或る利用目的にとっては有用な測定値が、他の利用目的にとっては有用でないことも間々ある。

客観性概念に関わる叙上の如き解釈を踏まえ、組上に載るのは、有用性の1箇の構成要素たる信頼性である。

井尻及びジェイディックは、「客観性の程度は、当該測定値（、即ち $X_i$ ）が測定値の平均（、即ち $\bar{X}$ ）に何れ丈近似しているかということに依存するものであるが、会計測定システムの信頼性の程度なるものは、当該測定値（、即ち $X_i$ ）が主張値 (alleged value)（、即ち $X^*$ ）に何れ丈近似しているかということに依存している。」という<sup>20)</sup>。

「主張値」とは何ぞや。

先ず、卑近な例として、気圧と降雨量との関係を考えてみよう。

或る予報担当者は、気圧計の示度が $b$ であるならば、翌日の降雨量は $r$ 、又、気圧計の示度が $b'$ であるならば、翌日の降雨量は $r'$ であろうと予測とする。即ち、これが、当該予報担当者の過去の経験に基づく予測過程の謂である。但し、前日に於ける気圧計の示度が $b$ であったにも拘らず、或る日の降雨量が $r'$ に成ることも無論あり得る。然るに、前日に於ける気圧計の実際の示度が如何あれ、如上の予測過程に基づく限り、当該予報担当者は次の様に主張するかも知れない。即ち、「若しも或る日の降雨量が $r'$ であるならば、その前日に於ける気圧計の示度は $b'$ であったに相違ない。」と。詰まり、そこでの $b'$ を主張値と称するのである。

主張値 $b'$ は、当該予報担当者の予測過程から齎される値である。

次いで、会計に於ける例を挙げてみよう。

18) *Ibid.*, p. 477.

19) *Ibid.*, p. 478.

20) *Ibid.*, p. 481.

会計情報の利用者、例えば投資に関わる意思決定者が求める数値、例えば1株当たりの配当額を $d$ 、或る測定システムから齎される測定値、例えば1株当たりの利益額を $p$ とする。然して、或る期に於ける $d$ が、その前期に於ける $p$ の半分であったという過去の事実、即ち $d=0.5p$ という関係を予測の前提と考える。

将来に於ける配当額を知りたい意思決定者は、例えば $t$ 期に於ける $p$ が10ポンドの場合に、 $t+1$ 期の $d$ は5ポンドに成ると予測するであろう。然るに、若しも $t+1$ 期に於ける実際の $d$ が4ポンドであったならば如何成るであろうか。恐らくは、将来に於ける配当額を予測する目安としての利益額に対する当該意思決定者の信頼というものが、幾分か害われてしまうことに成ろう。蓋し、如上の前提からすると、 $t$ 期の $p$ は8ポンドであったに相違ないと主張されるからである。即ち、この8ポンドという値が主張値である。

いうなれば、主張値は、当該会計情報の利用者による意思決定過程に依存する値なのである。

然して、斯かる主張値8ポンドと実際の値10ポンドとの差額は、「信頼性に関わる偏差 (reliance bias)」とでも称すべきものである。

又、信頼性に就いて考えてみるに、その程度、いわば「信頼度 (degree of reliability)」 $D_R$ は、次の様に示される<sup>21)</sup>。

$$(2) \quad D_R = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N (X_i - X^*)^2$$

(2)を書き改めることに依り、次の様な関係が得られる<sup>22)</sup>。

$$(3) \quad D_R = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N (X_i - \bar{X})^2 + (\bar{X} - X^*)^2$$

(3)の右辺の第1項は、即ち客観度である。又、第2項は偏差であり、それを $B$ とする。

従って、次の様に成る<sup>23)</sup>。

$$(4) \quad D_R = D_O + B$$

斯かる関係からいい得るのは、平均測定値と主張値とが等しい場合にのみ、信頼度は客観度と等しく成り、それ以外の場合には、信頼度が、客観度よりも常に低く成るということである。

他方で、井尻は、客観性に関わるものとして、測定値の「硬性 (hardness)」という概念を用いている。

ここに「硬い (hard)」測定値とは、当該測定値に

対して人々が異を挟み難い様な測定値をいい、反対に「軟らかい (soft)」測定値とは、測定者の肆意に依り、容易く大きくも小さくも成る測定値をいう。別言するに、「硬い」測定とは、「検証可能な (verifiable) 事実」に就いて、測定システムに包蔵されている至当な測定規則を用いることに依り、それを処理する過程であり、然も、当該測定システムは、特定の情況に対しては特定の測定規則のみが一意的に当て嵌められる様な厳格な測定システムでなければならぬ。」とされる<sup>24)</sup>。

加うるに、客観性との関係に就いては、「硬性というものは、測定の標準化 (standardization) 及び一意性 (uniqueness) の何れに就いても、客観性に比して、より厳しい要請を意味する。」と説かれる<sup>25)</sup>。平たくいうに、客観性に就いては、当該測定の結果に利害関係を有せざる、即ち中立的な立場に存する測定者間の合意として、それが捉えられるのに対して、硬性に就いては、斯かる中立的な情況というものが前提と成っていないのである。

然るれば、硬性というものの意義は何処に存するのか。

井尻曰く、「競争的な情況に於ける測定の結果は、中立的な情況に於ける測定の結果に比して、より明示的な (revealing) ものであることが多い。蓋し、測定の結果に対して、人々が、中立的且つ無関心である場合には、多くのものが看過されてしまう虞が存するからである。……測定の曖昧さの程度なるものは、利害が対立する2組の当事者から齎された測定値間の相違に依ってこそ、在り在りと表されるのである。」と<sup>26)</sup>。

### III マーフィーの所説

井尻及びジェイデックは、客観性概念を、測定者間の合意として定義し、客観性の程度、いわば客観度 $D_O$ 、信頼性の程度、いわば信頼度 $D_R$ 及び偏差 $B$ を、次の様に表す<sup>27)</sup>。

$$(1) \quad D_O = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N (X_i - \bar{X})^2$$

$$(2) \quad D_R = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N (X_i - X^*)^2$$

$$(3) \quad D_R - D_O = (\bar{X} - X^*)^2 = B$$

24) Ijiri, *op. cit.*, p. 36.

25) *Ibid.*, p. 36.

26) *Ibid.*, p. 40.

27) Ijiri et al., *op. cit.*, pp. 477, 481.

21) *Ibid.*, p. 481.

22) *Ibid.*, p. 481.

23) *Ibid.*, p. 481.

〔表1〕 複数の測定規則及び複数の測定者が存する場合に齎される測定値

		測定者				測定規則に関わる平均測定値
		1	2	.....	M	( $\bar{X}_r$ )
測定規則	1	$X_{11}$	$X_{12}$	.....	$X_{1M}$	$\bar{X}_1$
	2	$X_{21}$	$X_{22}$	.....	$X_{2M}$	$\bar{X}_2$
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
	R	$X_{R1}$	$X_{R2}$	.....	$X_{RM}$	$\bar{X}_R$
測定者に関わる平均測定値	( $\bar{X}_m$ )	$\bar{X}_1$	$\bar{X}_2$	.....	$\bar{X}_M$	$\bar{X}_.$

既述の通り、 $N$ は測定者数であり、 $i=1, 2, 3, \dots$ 、 $N$ とするに、 $X_i$ は*i*番目の測定者に依る実際の測定値を、 $\bar{X}$ は当該測定者集団に於ける平均測定値を、然して $X^*$ は主張値を、夫々意味している。

斯かる客観度は、 $N$ 人の測定者が、特定の測定対象を特定の測定システムを適用して測定する場合を前提としている。従って、同一の測定システムを適用する複数の測定者間に於ける合意の程度として、それが捉えられることに成る。

叔、井尻及びジュエイディックは、測定の客観性というものを充分闡明したといえるのであろうか。

否。

先に我々は、測定に関わる3箇の要素を示した。即ち、測定対象、測定システム及び測定者である。然れども、(1)で捉えられるのは、測定システムを構成する測定規則に関わる客観度丈なのである。然るに、測定の客観度が、唯測定規則のみに依り左右されるものではないことは言を俟たない。

測定者の影響も又考慮されて然るべきであろう。

我々が刮眼すべきはマーフィー (George Joseph Murphy) である。

マーフィーは、測定者に関わる客観度も看過しな

い。即ち、マーフィーが問題とするのは、複数の測定者が、夫々複数の測定システムを適用して、即ち夫々複数の測定規則を用いて、特定の測定対象を測定する場合である。

或る特定の測定対象に対して、 $M$ 人の測定者が、夫々 $R$ 箇の測定規則を用いた場合に齎される測定値は、〔表1〕<sup>28)</sup>の様な行列に纏められる。

然して、そこでの偏差は、いわば内容別に把捉される。即ち、測定規則、測定者及び測定規則と測定者との間の相互作用という3箇の原因に分けて示されることと成る。

各測定規則に関わる偏差を測定規則偏差 $B^r$ とし、然して測定規則偏差の合計を総測定規則偏差 $B_r$ とするに、両者は、次の様に捉えられる<sup>29)</sup>。

$$(4) \quad B^r = M(\bar{X}_r - \bar{X}_.)^2$$

$$(5) \quad B_r = \sum_{r=1}^R B^r = M \sum_{r=1}^R (\bar{X}_r - \bar{X}_.)^2$$

28) George Joseph Murphy, A Numerical Representation of Some Accounting Conventions, *The Accounting Review*, Vol. 51, No. 2, Apr. 1976, p. 278.

我々の手に依り修正を施したものである。

29) *Ibid.*, pp. 278-279.

各測定者に関わる偏差を測定者偏差  $B^m$  とし、然して測定者偏差の合計を総測定者偏差  $B_m$  とするに、両者は、次の様に捉えられる<sup>30)</sup>。

$$(6) \quad B^m = R(\bar{X}_{..m} - \bar{X}_{..})^2$$

$$(7) \quad B_m = \sum_{m=1}^M B^m = R \sum_{m=1}^M (\bar{X}_{..m} - \bar{X}_{..})^2$$

測定規則と測定者との間の相互作用から齎される偏差は、いわば結合偏差  $B_j$  として、次の様に捉えられる<sup>31)</sup>。

$$(8) \quad B_j = \sum_{r=1}^R \sum_{m=1}^M (X_{rm} - \bar{X}_{.m} - \bar{X}_{r.} + \bar{X}_{..})^2$$

例えば、或る測定規則が、他の測定規則に比して、より大なる測定値を齎すものであるとしよう。然して、当該測定規則を用いるのが何の測定者であっても、齎される測定値が一律に大きなものと成るならば、そこには、測定者と測定規則との間の相互作用が存しないと看做される。又、当該測定値が、必ずしも一律に大きなものと成らない場合には、測定者と測定規則との間に何等かの相互作用が存し、勢い結合偏差が生ずる可能性が存すると看做されるのである。

マーフィーは、如上の3種類の偏差を規定した上で、更に「劃一性 (uniformity)」という概念を導入する。

劃一性は、如上の3種類の偏差の合計として捉えられる属性である。

その程度、いわば「劃一度 (degree of uniformity)」を表すものを  $D_U$  とする。但し、 $D_U$  は、それが小さい程、劃一性が高いことを意味する。平たくいうに、 $D_U$  が零であるということは、様々な測定規則を用いる様々な測定者から齎される測定値が、並べて等しいということである。

劃一度  $D_U$  は、次の様に示される<sup>32)</sup>。

$$(9) \quad D_U = \sum_{r=1}^R \sum_{m=1}^M (X_{rm} - \bar{X}_{..})^2$$

$$(10) \quad D_U = B_r + B_m + B_j$$

総測定規則偏差、総測定者偏差及び結合偏差の何れが減少しても、 $D_U$  は零に近づき、従って、劃一性は高まる。又、 $B_r$  が零の場合に於ける劃一性の闕焉は、 $B_m$  乃至  $B_j$  にその原因が求められ、 $B_m$  が零の場合に於ける劃一性の闕焉は、 $B_r$  乃至  $B_j$  にその原因が求められることと成る。

30) *Ibid.*, p. 278.

31) *Ibid.*, p. 279.

32) *Ibid.*, p. 279.

叙上の如くに、井尻及びジュエイディックは、或る特定の測定規則の客観度を、(1)の様に表している<sup>33)</sup>。

対するに、マーフィーは、 $R$  箇の測定規則の客観度を問題とする。即ち、各測定規則の客観度を  $(D_o)^r$  とし、然して  $R$  箇総ての測定規則の客観度を  $(D_o)_r$  とするに、両者は、次の様に示される<sup>34)</sup>。

$$(11) \quad (D_o)^r = \sum_{m=1}^M (X_{rm} - \bar{X}_{r.})^2$$

$$(12) \quad (D_o)_r = \sum_{m=1}^M (D_o)^r = \sum_{m=1}^M \sum_{r=1}^R (X_{rm} - \bar{X}_{r.})^2$$

詰まり、各測定規則の客観度の合計が、 $R$  箇の測定規則の総客観度として捉えられる。

加うるに、測定規則の総客観度  $(D_o)_r$  と偏差との関係は、次の様に示される<sup>35)</sup>。

$$(13) \quad \sum_{r=1}^R \sum_{m=1}^M (X_{rm} - \bar{X}_{r.})^2 = R \sum_{m=1}^M (\bar{X}_{..m} - \bar{X}_{..})^2 + \sum_{r=1}^R \sum_{m=1}^M (X_{rm} + \bar{X}_{.m} - \bar{X}_{r.} + \bar{X}_{..})^2$$

(13)の右辺の第1項は総測定者偏差を、然して第2項は結合偏差を、夫々表している。即ち、 $R$  箇の測定規則の総客観度は、総測定者偏差及び結合偏差の函数として、次の様に示される<sup>36)</sup>。

$$(14) \quad (D_o)_r = B_m + B_j$$

翻って、測定者に就いても、測定規則と同様に考えるに、 $M$  人の測定者の総客観度  $(D_o)_m$  は、各測定者の客観度  $(D_o)^m$  の合計として、次の様に示される筈である<sup>37)</sup>。

$$(15) \quad (D_o)_m = \sum_{r=1}^R (D_o)^m = \sum_{r=1}^R \sum_{m=1}^M (X_{rm} - \bar{X}_{.m})^2$$

然るに、マーフィーは、「測定者に関わる客観性に就いての経験的な解釈には疑問がある。即ち、或る特定の測定規則に就いて、当該測定規則を何の測定者が用いようとも同一の測定値が齎されるのは望ましいことであるが、或る特定の測定者に就いて、当該測定者が何の測定規則を用いようとも同一の測定値が齎されるのは望ましいことではない。」という<sup>38)</sup>。

留意すべき点である。

33) Ijiri et al., *op. cit.*, p. 477.

34) Murphy, *op. cit.*, p. 279.

35) *Ibid.*, pp. 279-280.

36) *Ibid.*, p. 280.

37) *Ibid.*, p. 279.

38) *Ibid.*, p. 279.



何れにせよ、叙上の如き偏差、客観度及び劃一度の  
関係は、〔表2〕<sup>39)</sup>の様な行列に纏められる。

〔表2〕 偏差、客観度及び劃一度の関係

	総測定規則偏差 $B_r$	総測定規則偏差 $B_r$
総測定者偏差 $B_m$	結合偏差 $B_j$	測定規則の総客 観度 $(D_o)_r$
総測定者偏差 $B_m$	測定者の総客観 度 $(D_o)_m$	劃一度 $D_U$

#### IV アシュトンの所説

アシュトン (Robert Hayes Ashton) も又、井尻及びジュイディックの所説<sup>40)</sup>を基に、会計測定の客観性を測定者及び測定規則の両面から把握する。然して、それを分析する為に、1箇のフレーム・ワークを提示する。

問題点が示される<sup>41)</sup>。

第1に、同一の測定システムを適用する複数の測定者間に於ける合意の程度、即ち測定値の一致の程度なるものに就いては、いわばその見せ掛け丈が吊り上げられてしまう虞が存する。

いう迄もなく、会計測定に於いては、測定規則と測定者との極めて多様な組み合わせが考えられる。然して、こうした組み合わせには、その夫々に固有の合意というものが存し、斯かる固有の合意が、測定の客観度を擬似的に誇張することに成るのである。

第2に、測定の客観性に関して検討する場合には、測定者という要素にも目を注ぐことが肝要である。

確かに、会計測定の客観度に就いては、その向上を

意図した研究が夙に為されてきてはいる。が惜しむべし、従前の研究の多くは、専ら測定システムを対象とするものであった。勢い、測定者に依る影響というものは、殆ど看過されてきているのである。

第1の問題点を敷衍して説くに、測定の客観度は、「同一の測定規則を用いる異なる測定者間の合意」以外の要因に依り誇張される可能性が存するという事である。例えば、或る測定者には、用いる測定規則の如何に拘らず同一の測定値を齎す傾向があるかも知れないし、又、夫々が異なる測定規則を用いる複数の測定者から同一の測定値が齎される様なことも、強ちないとはいい得ないのである。

井尻及びジュイディックは、客観性概念を、測定者間の合意として定義し、客観性の程度、いわば客観度  $D_o$  を、次の様に表す<sup>42)</sup>。

$$(1) \quad D_o = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N (X_i - \bar{X})^2$$

既述の通り、 $N$ は測定者数であり、 $i=1, 2, 3, \dots, N$ とするに、 $X_i$ は  $i$  番目の測定者に依る実際の測定値を、然して  $\bar{X}$  は当該測定者集団に於ける平均測定値を、夫々意味している。

アシュトンは、斯かる意に於ける客観性概念に就いて、幾箇かの特徴を指摘する<sup>43)</sup>。

先ず、この概念は、測定値それ自体の客観性に焦点を当てるものである。

これ迄に論われてきた客観性概念は、証拠に関わるものが主であった。即ち、測定の基礎たる証拠が具備すべき属性、別言するに、測定値の信頼性を支える証拠が具備すべき属性としての客観性であった。

ペイトン及びリトルトンの所説<sup>44)</sup>を再吟味する迄もあるまい。

翻って、客観性概念を合意として解する場合には、測定値それ自体の属性が云々されることと成るのである。

次いで、この概念は、操作的な概念である。

操作的な概念は、経験的な研究の対象に成り易い。即ち、アシュトンは、所謂操作性 (operationality) をもって、この概念の大きな長所と看做している。

我々が別稿<sup>45)</sup>に於いて既に取り上げたペイトン及び

39) *Ibid.*, p. 280.

我々の手に依り修正を施したものである。

40) Ijiri et al., *op. cit.*, pp. 474-483.

41) Robert Hayes Ashton, Objectivity of Accounting Measures—A Multirule—Multimeasurer Approach, *The Accounting Review*, Vol. 52, No. 3, Jul. 1977, p. 567.

42) Ijiri et al., *op. cit.*, p. 477.

43) Ashton, *op. cit.*, p. 568.

44) Paton et al., *op. cit.*, pp. 1-154.

45) 友岡賛『「客観性概念」論 <その1> ——伝統的な解釈を中心に——』『三田商学研究』第30巻第2号, 1987年6月, pp. 111-117.

リトルトンの所説<sup>46)</sup>乃至アーネットの所説<sup>47)</sup>, 或いは, 我々が別稿に於いて後に取り上げる ワグナー (John William Wagner) の所説<sup>48)</sup>等という客観性概念が, 操作性の面で, 合意としての客観性概念に一籌を輸するものであること又は確かである。

加うるに, この概念は, 客観性と有用性との間に一線を劃するものである。

井尻及びジェイディック曰く, 「測定の客観性は, その用途とは一切関係なく捉え得るものであるが, 測定の有用性に就いては, その用途が特定されて初めて, その程度を把握することができる。」と<sup>49)</sup>。

アシュトン<sup>50)</sup>は, 如上の特徴に関しては, 客観性概念の意を合意として解する向を高く評価している。

前述の2箇の問題点は, 飽く迄も, 斯かる評価を前提として示されているのである。

測定は3箇の要素から成る。即ち, 測定対象, 測定システム及び測定者である。然るれば, 測定の客観性というものも又, 斯かる要素総ての函数であると看做して然るべきである。

然り乍ら, 凡そ測定対象というものは所与である。又, 仮令然なくとも, 測定の客観度を高めんが為に, 測定対象それ自体を局限してしまうことの不合理性はいうも愚かである。因みに, ピアマン (Harold Bierman, Jr.) も, 例えば現金のみに測定対象を局限するという行き方を, 飽く迄も, 1箇の方策として示した上で, それを否定している<sup>50)</sup>。

斯くして, 測定の客観性というものの意及び測定の客観度を高める為の方策というものは, 測定システム及び測定者に就いて検討されるべきことと成る。

測定システムを構成する測定規則に関わる問題は, 疾うから肝要視されてきている。

無論, 総ての論者が, 測定規則に就いて叙している訳ではない。というよりも寧ろ, 殊更測定規則に就いて論っている人の多くは, 所謂情報会計論者である。蓋し, 「測定」及び「伝達」をもって, 会計の所謂操作的職能 (operational function)<sup>51)</sup> とする情報会計論に於いては, 会計測定論こそが, その要と目されて

いるからである。

我々は, 情報会計論的な立場に与しない<sup>52)</sup>。

然れども, 本稿の研究対象は測定の客観性である。「会計とは, 即ち測定システムである。」とする井尻及びジェイディックの所説<sup>53)</sup>を, 主な手掛りとしているからである。

然れば, 認識乃至評価等に関わる規則, 原則乃至基準に就いて予てより為されてきている数多の指摘を, 並べて測定規則に関わらしめて捉えることも, 本稿に於いては許されよう。

例えば, 「評価」に就いて, バーク (Edward J. Burke) は, 会計上の評価に於ける不一致の多くは, 用いられる規則の相違に起因するものであると指摘する。然して, 規則というものが基準化されさえすれば, 如何なる会計担当者に依る評価も略一致し得るといふ<sup>54)</sup>。

その他の指摘に就いては別稿に譲る。

叔, 井尻及びジェイディックも又曰く, 「客観度というものは, 会計測定に関わる原則及び手続を確立し, 斯かる原則及び手続をより完全に特定することに依り高められるであろう。斯かる原則及び手続から齎される測定値は, 現在我々が目にする測定値に比して, 測定者への依存度がより低いものと成ろう。」と<sup>55)</sup>。

測定規則を特定することの意義は認めつつも, それ丈では片手落ちであるとアシュトンはいう<sup>56)</sup>。

先ず, マーフィーが俎上に載る。

マーフィーは, 各測定規則の客観度 ( $D_o$ )<sup>r</sup> 及び測定規則の総客観度 ( $D_o$ )<sub>r</sub> を, 次の様に示す<sup>57)</sup>。

$$(2) \quad (D_o)^r = \sum_{m=1}^M (X_{rm} - \bar{X}_r)^2$$

51) 会計の所謂操作的職能 (operational function) なるものに就いては, 以下を参照されたい。

友岡, 前掲稿, 12), pp. 124-125.

52) 友岡, 前掲稿, 1), pp. 97, 109.

53) Ijiri et al., *op. cit.*, pp. 474-483.

但し, 我々は, 井尻及びジェイディック (Robert K. Jaedicke) をもって所謂情報会計論者と看做している訳ではない。

54) Edward J. Burke, Objectivity and Accounting, *The Accounting Review*, Vol. 39, No. 4, Oct. 1964, p. 844.

55) Ijiri et al., *op. cit.*, p. 483.

56) Ashton, *op. cit.*, pp. 568-570.

57) Murphy, *op. cit.*, p. 279.

46) Paton et al., *op. cit.*, pp. 1-154.

47) Arnett, *op. cit.*, pp. 63-68.

48) John William Wagner, Defining Objectivity in Accounting, *The Accounting Review*, Vol. 40, No. 3, Jul. 1965, pp. 599-605.

49) Ijiri et al., *op. cit.*, p. 478.

50) Bierman, *op. cit.*, p. 503.

$$(3) \quad (D_o)_r = \sum_{r=1}^R \sum_{m=1}^M (X_{r,m} - \bar{X}_r)^2$$

既述の通り、 $R$ は測定規則数を、 $M$ は測定者数を、 $X_{r,m}$ は或る測定規則を用いる或る測定者に依る実際の測定値を、然して $\bar{X}_r$ は測定規則に関わる平均測定値を、夫々意味している。

加うるに、測定者の客観性に就いても、(2)及び(3)と同断の関係が成り立ち得ることが示唆されている点<sup>58)</sup>を、アシュトン<sup>59)</sup>は評価する。

然るに、マーフィーは、「測定者に関わる客観性に就いての経験的な解釈には疑問がある。」という<sup>59)</sup>。更に、「測定者に起因する測定値の偏差が相対的に重要なものであるか否かは経験的な問題である。」ともいう<sup>60)</sup>。

マーフィーは、測定者に関わる客観性に就いて、その解釈及び重要性の両者に疑問を投げ掛けているのである。

こうした立場に就いて、マーフィーが、「或る特定の測定者に就いて、当該測定者が何の測定規則を用いようとも同一の測定値が齎されるのは望ましいことではない。」と説いている<sup>61)</sup>こと、或いは、客観性概念の意を合意と解する向に就いて、ウォダック (Joseph Frank Wojdak) が、「2人の会計担当者の夫々が異なる測定規則を用い、且つ異なる処理過程を適用しても、齎される結果は同一に成る様な場合、合意としての客観性概念に依るに、そこには客観性が存し、齎される情報は客観的なものである。」と説いている<sup>62)</sup>ことは、可成意味深長である。

測定の客観性に就いては、それを唯「同一の測定システムを適用する複数の測定者間に於ける合意」として捉える丈では充分ではないということが看取される。即ち、測定値は、同一の測定者が異なる測定規則を用いた場合にも、或いは、異なる測定者が異なる測定規則を用いた場合にも一致する可能性が存する。

マーフィーの考えているのは前者、ウォダックの考えているのは後者である。

然れば、測定の客観度に関しては、複数の測定規則及び複数の測定者の多様な組み合わせを考慮しつつ検討すべきことと成る。蓋し、同一の測定システムを適用する複数の測定者間に於ける合意の程度、即ち井尻及びジュイディックのいう客観度なるものに就いては、いわばその見せ掛け丈が吊り上げられてしまう虞が存するからである。無論、如上の場合にも測定値は一致するかも知れないという可能性が存するが故に。

畢竟、先に示した2箇の問題点は相即不離の関係にある。

アシュトンは、客観性概念の意をより審らかに分析する為に、1箇のフレーム・ワークを提示する。即ち、キャンベル (D. J. Campbell) 及びフィスケ (D. W. Fiske) の所説<sup>63)</sup>を援用したフレーム・ワークである。

1箇の例を取り上げてみよう。

或る特定の測定対象に対して、3人の測定者が、夫夫3箇の測定規則を用いた場合に齎される測定値の一致の程度なるものは、[表3]<sup>64)</sup>の様な行列に纏められる。又、その具体例を示したものが[表4]<sup>65)</sup>である。

行列上の各数値は、測定規則及び測定者の夫々の組み合わせから齎される各測定値間の相関を示しており、それを信頼度  $D_R$  とする。

対角線上に位置する数値は、同測定規則・同測定者信頼度とでも称すべきものである。即ち、同一の測定者が同一の測定規則を用いた場合に於ける測定値の一致の程度を示している。

下線の附されている数値は、同測定規則・異測定者信頼度とでも称すべきものである。即ち、異なる測定者が同一の測定規則を用いた場合に於ける測定値の一致の程度を示している。

井尻及びジュイディックのいう客観度である。

実線で囲まれた部分の数値は、異測定規則・同測定者信頼度とでも称すべきものである。即ち、同一の測定者が異なる測定規則を用いた場合に於ける測定値の一致の程度を示している。

63) Donald T. Campbell and Donald W. Fiske, Convergent and Discriminant Validation by the Multitrait—Multimethod Matrix, *Psychological Bulletin*, Vol. 56, No. 2, Mar. 1959, pp. 81-105.

64) 我々の手に依り作成したものである。

65) Campbell et al., *op. cit.*, p. 82.

Ashton, *op. cit.*, p. 571.

我々の手に依り修正を施したものである。

58) *Ibid.*, p. 279.

59) *Ibid.*, p. 279.

60) *Ibid.*, p. 285.

61) *Ibid.*, p. 279.

62) Joseph Frank Wojdak, Levels of Objectivity in the Accounting Process, *The Accounting Review*, Vol. 45, No. 1, Jan. 1970, p. 91.

〔表3〕 複数の測定規則及び複数の測定者が存する場合に齎される測定値の一致の程度①

				測定者								
				1			2			3		
				測定規則			測定規則			測定規則		
				A	B	C	A	B	C	A	B	C
測定者	1	測定規則	A	$(D_R)_{A1A1}$	$(D_R)_{A1B1}$	$(D_R)_{A1C1}$	$(D_R)_{A1A2}$	$(D_R)_{A1B2}$	$(D_R)_{A1C2}$	$(D_R)_{A1A3}$	$(D_R)_{A1B3}$	$(D_R)_{A1C3}$
			B		$(D_R)_{B1B1}$	$(D_R)_{B1C1}$	$(D_R)_{B1A2}$	$(D_R)_{B1B2}$	$(D_R)_{B1C2}$	$(D_R)_{B1A3}$	$(D_R)_{B1B3}$	$(D_R)_{B1C3}$
			C			$(D_R)_{C1C1}$	$(D_R)_{C1A2}$	$(D_R)_{C1B2}$	$(D_R)_{C1C2}$	$(D_R)_{C1A3}$	$(D_R)_{C1B3}$	$(D_R)_{C1C3}$
	2	測定規則	A				$(D_R)_{A2A2}$	$(D_R)_{A2B2}$	$(D_R)_{A2C2}$	$(D_R)_{A2A3}$	$(D_R)_{A2B3}$	$(D_R)_{A2C3}$
			B					$(D_R)_{B2B2}$	$(D_R)_{B2C2}$	$(D_R)_{B2A3}$	$(D_R)_{B2B3}$	$(D_R)_{B2C3}$
			C						$(D_R)_{C2C2}$	$(D_R)_{C2A3}$	$(D_R)_{C2B3}$	$(D_R)_{C2C3}$
	3	測定規則	A							$(D_R)_{A3A3}$	$(D_R)_{A3B3}$	$(D_R)_{A3C3}$
			B								$(D_R)_{B3B3}$	$(D_R)_{B3C3}$
			C									$(D_R)_{C3C3}$

破線で囲まれた部分の数值は、異測定規則・異測定者信頼度とも称すべきものである。即ち、異なる測定者が異なる測定規則を用いた場合に於ける測定値の一致の程度を示している。

斯くして、4通りの場合に於ける測定値の一致の程度というものが、行列に於いて量的に表現されることと成る。

各信頼度間のいわば一般的な関係<sup>66)</sup>を約するに、次の様に成る<sup>67)</sup>。

- (4) 同測定規則・同測定者信頼度
- > 同測定規則・異測定者信頼度
- > 異測定規則・同測定者信頼度
- > 異測定規則・異測定者信頼度

66) *Ibid.*, p. 572.

67) アシュトン (Robert H. Ashton) の説くところを、我々の手に依り纏めたものである。

マーフィーの考えている様な場合に就いて吟味してみよう。

マーフィーの説くところは、同測定規則・異測定者信頼度をそれに関連する異測定規則・同測定者信頼度と比することに依り検討される。

各測定者別に纏めたものが〔表5〕<sup>68)</sup>である。

(4)を鑑みるに、同測定規則・異測定者信頼度は異測定規則・同測定者信頼度よりも高い筈である。

測定者1に就いては然うである。然れども、測定者2及び測定者3に就いては必ずしも然うではない。否、というよりも寧ろ、測定者2及び測定者3に就いては、異測定規則・同測定者信頼度の方が同測定規則・異測定者信頼度よりも稍高い様である。

斯くして、測定者2及び測定者3に就いては、用い

68) 我々の手に依り作成したものである。

〔表4〕 複数の測定規則及び複数の測定者が存する場合に齎される測定値の一致の程度②

				測定者								
				1			2			3		
				測定規則			測定規則			測定規則		
				A	B	C	A	B	C	A	B	C
測定者	1	測定規則	A	0.89	0.51	0.38	0.57	0.22	0.11	0.56	0.23	0.11
			B		0.89	0.37	0.22	0.57	0.11	0.22	0.58	0.11
			C			0.76	0.09	0.10	0.46	0.11	0.12	0.45
	2	測定規則	A				0.93	0.68	0.59	0.67	0.43	0.34
			B					0.94	0.58	0.42	0.66	0.32
			C						0.84	0.33	0.34	0.58
	3	測定規則	A							0.94	0.67	0.58
			B								0.92	0.60
			C									

た測定規則の如何に拘らず同一の測定値が齎されるという傾向が看取されるのである。

叙上の如くに、このフレーム・ワークは、マーフィーの考えている様な場合を吟味する際に有用である。詰まり、寧ろ望ましくないことと看做される類の測定値の一致、即ち如上の傾向に就いて、その量的な分析を可能にしているのである。

加うるに、ウォダックの考えている様な場合に就いて吟味してみよう。

客観度は誇張されている。

異なる測定者が異なる測定規則を用いた場合にも、測定値が一致する可能性というものが存するからである。然して、客観度が誇張されている程度なるものは、客観度を示す同測定規則・異測定者信頼度と異測定規則・異測定者信頼度とを比することに依り捉えら

れる。

前者が後者より大なることは言を俟たない。が然し、客観性をいわば絶対的な意に解する場合には、後者の値が総て零であることが要請される。即ち、斯かる場合には、測定規則及び測定者の夫々が完全に独立的なものであることが要請されるとアシュトンはいう<sup>69)</sup>。然れども、各測定規則間に正の相関が存し、各測定者間に負の相関が存する場合、或いは、各測定規則間に負の相関が存し、各測定者間に正の相関が存する場合にも、異測定規則・異測定者信頼度の値は零と成り得るともいう<sup>70)</sup>。

無論、測定規則及び測定者の夫々が完全には独立的でない場合には、〔表4〕の様に異測定規則・異測定者

69) Ashton, *op. cit.*, p. 572.

70) *Ibid.*, p. 572.

〔表5〕 同測定規則・異測定者信頼度及び異測定規則・同測定者信頼度の関係

			同測定規則・異測定者信頼度	異測定規則・同測定者信頼度			
測定者	1	測定規則 A	$(D_R)_{A1A1}$ [0.57]	$(D_R)_{A1A3}$ [0.56]	>	$(D_R)_{A1B1}$ [0.51]	$(D_R)_{A1C1}$ [0.38]
		測定規則 B	$(D_R)_{B1B2}$ [0.57]	$(D_R)_{B1B3}$ [0.58]	>	$(D_R)_{A1B1}$ [0.51]	$(D_R)_{B1C1}$ [0.37]
		測定規則 C	$(D_R)_{C1C2}$ [0.46]	$(D_R)_{C1C3}$ [0.45]	>	$(D_R)_{A1C1}$ [0.38]	$(D_R)_{B1C1}$ [0.37]
	2	測定規則 A	$(D_R)_{A1A2}$ [0.57]	$(D_R)_{A2A3}$ [0.67]		$(D_R)_{A2B2}$ [0.63]	$(D_R)_{A2C2}$ [0.59]
		測定規則 B	$(D_R)_{B1B2}$ [0.57]	$(D_R)_{B2B3}$ [0.66]		$(D_R)_{A2B2}$ [0.68]	$(D_R)_{B2C2}$ [0.58]
		測定規則 C	$(D_R)_{C1C2}$ [0.46]	$(D_R)_{C2C3}$ [0.58]		$(D_R)_{A2C2}$ [0.59]	$(D_R)_{B2C2}$ [0.58]
	3	測定規則 A	$(D_R)_{A1B3}$ [0.56]	$(D_R)_{A2A3}$ [0.67]		$(D_R)_{A3B3}$ [0.67]	$(D_R)_{A3C3}$ [0.58]
		測定規則 B	$(D_R)_{B1B3}$ [0.58]	$(D_R)_{B2B3}$ [0.66]		$(D_R)_{A3B3}$ [0.67]	$(D_R)_{B3C3}$ [0.60]
		測定規則 C	$(D_R)_{C1C3}$ [0.45]	$(D_R)_{C2C3}$ [0.58]		$(D_R)_{A3C3}$ [0.58]	$(D_R)_{B3C3}$ [0.60]

信頼度が正の値と成る。

斯くして、客観度は、こうした異測定規則・異測定者信頼度と関わらして捉えなければならないことと成る。

先ず、測定者2及び測定者3が測定規則Aを用いた場合の同測定規則・異測定者信頼度、即ち客観度  $(D_R)_{A2A3}$  に就いて考えてみよう。

客観度  $(D_R)_{A2A3}$  は0.67であり、他の客観度に比して高く成っている。但し、当該客観度は、異測定規則・異測定者信頼度  $(D_R)_{A2B3}$ 、 $(D_R)_{A2C3}$ 、 $(D_R)_{B2A3}$  及び  $(D_R)_{C2A3}$  と関わらして捉えなければならない。蓋し、客観度  $(D_R)_{A2A3}$  の相対的な高さは、それと関聯する異測定規則・異測定者信頼度が高いことに一部起因しているかも知れないからである。

果せる哉、当該異測定規則・異測定者信頼度は、夫夫0.43、0.34、0.42及び0.33であり、他の異測定規則・異測定者信頼度に比して可成高い数値が示されている。

次いで、測定者1及び測定者3が測定規則Bを用いた場合の同測定規則・異測定者信頼度、即ち客観度  $(D_R)_{B1B3}$  並びに測定者2及び測定者3が測定規則Cを用いた場合の同測定規則・異測定者信頼度、即ち客観度  $(D_R)_{C2C3}$  に就いて考えてみよう。

客観度  $(D_R)_{B1B3}$  及び客観度  $(D_R)_{C2C3}$  は共に0.58と等しく成っている。然り乍ら、意は異なる。蓋し、夫々に関聯する異測定規則・異測定者信頼度が異なるからである。それ故、客観度  $(D_R)_{B1B3}$  に関わらしむべき異測定規則・異測定者信頼度  $(D_R)_{B1A3}$ 、 $(D_R)_{B1C3}$ 、 $(D_R)_{A1B3}$  及び  $(D_R)_{C1B3}$  と客観度  $(D_R)_{C2C3}$  に関わらしむべき異測定規則・異測定者信頼度  $(D_R)_{C2A3}$ 、 $(D_R)_{C2B3}$ 、 $(D_R)_{A2C3}$  及び  $(D_R)_{B2C3}$  とを比することが肝要である。

客観度  $(D_R)_{B1B3}$  に関聯する異測定規則・異測定者信頼度は夫々0.22、0.11、0.23及び0.12、然して、客観度  $(D_R)_{C2C3}$  に関聯する異測定規則・異測定者信頼度は夫々0.33、0.34、0.34及び0.32と成っている。即ち、後者に就いては、前者に比して、並べて高い数値が示されている。

斯くして、客観度  $(D_R)_{C2C3}$  は、客観度  $(D_R)_{B1B3}$  に比して、可成誇張されているということが看取されるのである。

叙上の如くに、このフレーム・ワークは、ウオダックの考えている様な場合を吟味する際に有用である。詰まり、異なる測定者が異なる測定規則を用いた場合に於ける測定値の一致が客観度に及ぼす影響に就いて、その量的な分析を可能にしているのである。

こうした分析は、測定の客観性に就いて、測定規則に関わる問題はいわずもがな、測定者に関わる問題も看過することなく俎上に載せている。就中、マーフィーの説くところに就いての検討は、測定の客観度を左右するいわば測定者の個人的な属性を把握せんとしたものである。

測定者の個人的な属性は、測定対象及び測定規則の何たるかに拘らず測定値を左右する。

或る測定者が測定規則A及び測定規則Bを用いた場合の2箇の測定値間には高度の一致がみられるが、当該測定者が測定規則Aを用い、他の測定者が測定規則Cを用いた場合の2箇の測定値間には然程高度の一致がみられないという事実が存するならば、そこには当該測定者の属性が反映しているとアシュトンはいう<sup>71)</sup>。

アシュトンは、3人の測定者が夫々異なる測定規則を用いた場合にも言及する。即ち、斯かる場合に就いては数種類の異測定規則・異測定信頼度が存するが、共通の属性を有する測定者から齎された測定値間の異測定規則・異測定者信頼度は相対的に高く成るといふ<sup>72)</sup>。

或る異測定規則・異測定者信頼度が相対的に高く成るということは、当該異測定規則・異測定者信頼度に関わる2人の測定者は共に有するが、他の1人の測定者は有せざる何等かの属性が存するということである。

アシュトンは、こうした共通の属性に関して、「類似性 (similarity)」という概念を採用する。然して、同測定規則・異測定者信頼度、即ち客観度は、測定者の類似性というものがあるが故に高く成るといふ<sup>73)</sup>。

その程度、いわば「類似度 (degree of similarity)」 $D_s$ も又、量的に捉えることができる。

測定者の類似度は、異測定規則・同測定者信頼度とそれに関連する異測定規則・異測定者信頼度との差と

して示される。

測定者1に就いて考えてみよう。

測定者1が測定規則A及び測定規則Bを用いた場合の異測定規則・同測定者信頼度  $(D_R)_{A1B1}$  は 0.51、然して、測定者1が測定規則Aを用い、測定者2が測定規則Bを用いた場合の異測定規則・異測定者信頼度  $(D_R)_{A1B2}$  は 0.22である。然れば、 $(D_R)_{A1B1}$  の値から  $(D_R)_{A1B2}$  の値を差し引いた値 0.29が、測定者1の類似度  $(D_s)_1$  に関わるいわば部分的な示度と成る。

然して、斯かる部分的な示度を総ての組み合わせに就いて算定し、更に平均値を求めることに依り、測定者1の類似度  $(D_s)_1$  に関わる包括的な示度が得られる。

アシュトンが提示したフレーム・ワークの特徴は、次の様に纏められよう。

先ず、同測定規則・異測定者信頼度を、それに関連する異測定規則・同測定者信頼度及び異測定規則・異測定者信頼度と比することに依り、測定の客観度が、いわば多面的に示される。

次いで、異測定規則・同測定者信頼度と、それに関連する異測定規則・異測定者信頼度との差として、測定者の類似度が示される。

加うるに、同測定規則・同測定者信頼度に依り、或る特定の測定者の信頼度乃至所謂継続性 (consistency) に関わる傾向が示される。斯くして、測定者の類似性に就いての分析がより有意なものと成る。

以上3点である。

アシュトン曰く、「合意としての客観性概念に就いては、経験的な研究が闕漏しているという事実を否定し得ない。その事訳の1箇は、研究の為の凱切なフレーム・ワークが闕如しているということである。」と<sup>74)</sup>。

71) *Ibid.*, p. 573.

72) *Ibid.*, pp. 573-574.

73) *Ibid.*, p. 574.

74) *Ibid.*, p. 574.